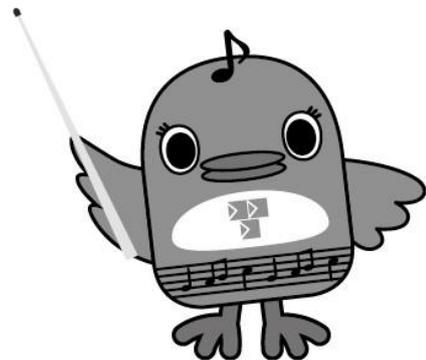


令和2年度

消費者行政の概要

(元年度実績)

習志野市消費生活センター



ナラシド♪

目次

I 消費者行政の概要

1. 消費者行政のあゆみ…………… 1
2. 消費生活センター事業概要…………… 3
3. 組織及び事務分掌…………… 3

II 消費者の権利の尊重と自立支援

1. 消費生活相談の概要…………… 4
2. クーリング・オフガイド…………… 7
3. 内容証明郵便について…………… 9
4. 未成年者契約の取消し…………… 10
5. 家庭用品品質表示法等による立入検査…………… 11
6. 多重債務問題対策…………… 12
7. 市民が持込む食品等放射性物質検査…………… 13

III 消費者啓発

1. 啓発用パネル展示、パンフレットの配布・ミニ消費生活展 …… 13
2. 広報紙等掲載による啓発 …… 13
3. 消費生活メモ …… 14
4. まちづくり出前講座等 …… 17
5. 消費者教育 …… 17
6. 消費者教育関連事業 …… 18
7. 習志野市みんなの消費生活展 …… 18

IV 計量器定期検査

1. 計量器定期検査 …… 19

V 資料

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例…………… 20

 施行規則…………… 21

◎ 消費生活相談…………… 22

I 消費者行政の概要

1 消費者行政のあゆみ

年 度	内 容
昭和42年	民生部経済課に商工観光係を設置 習志野市消費生活モニター制度発足
43年	習志野市消費生活モニター設置要綱施行 第1回習志野市みんなの消費生活展開催
44年	消費者保護基本法制定
45年	民生部産業課産業係に変更 安売りの日対策協議会設置
46年	県委嘱による消費生活苦情相談窓口設置 習志野市主婦の消費生活研究会発足
47年	産業交通課に課名変更 消費生活モニターによる買物動向調査実施
48年	消費生活モニターによる小売価格調査実施（毎月）
49年	産業振興課産業振興係に変更
50年	習志野市主婦の消費生活研究会を習志野市消費生活研究会に変更 産業振興課消費生活係に変更
53年	消費生活通信講座の開催
54年	民生部商工農政課流通対策係に変更 習志野市消費生活センター設置 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱施行 習志野市消費生活センターオープン記念講演会の開催 市委嘱による消費生活苦情相談の開始
55年	県からの権限委譲事務により立入検査を実施（消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法）
59年	民生経済部商工振興課商工労政係に変更
61年	習志野市消費生活センター、サンロード津田沼ビル6階へ移転
平成元年	経済環境部商工振興課企画係に変更
3年	消費生活係が企画政策部まちづくり推進課へ移管
4年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムに加入
5年	計量器指導を県からの権限委譲事務により実施
6年	消費生活係が企画政策部まちづくり推進課へ移管
10年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
11年	習志野市消費生活相談員設置基準内規施行
12年	地方自治法一部改正により消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法による立入検査を県条例による特例処理により、本市が実施
13年	消費者契約法、特定商取引法、電子契約法施行 習志野市消費生活相談員設置基準内規の一部改正施行 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の一部改正施行 電気用品取締法から電気用品安全法に改称され施行、金融商品販売法施行

年 度	内 容
14 年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
15 年	健康増進法施行、 食品安全基本法施行 習志野市消費生活モニター設置要綱の廃止
16 年	消費税が総額表示に変更 特定商取引法改正 行政規制の強化と民事ルールの整備 消費者保護基本法を改正し消費者基本法として公布・施行 消費生活センターが総務部生活安全室まちづくり推進課へ移管
17 年	消費生活相談カード直接作成システム端末機の設置 個人情報の保護に関する法律施行 食育基本法成立、J A S 法改正
18 年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステム更新 改正貸金業規制法、出資法、利息制限法公布
19 年	習志野市多重債務問題対策庁内連絡会設置要綱の施行
20 年	長期使用製品安全表示制度が改定され4月1日施行 特定商取引法、割賦販売法改正（平成21年12月施行）
21 年	消費者安全法施行 消費者庁設立 PI0-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）2010起動 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 習志野市消費生活相談員設置基準内規の廃止 習志野市消費生活センター設置の公示
23 年	「消費生活センター」を「消費生活係」に変更
24 年	まちづくり推進課が市民経済部へ移管、「協働まちづくり課」に課名変更 地域主権一括法により、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査の権限を県より委譲 習志野市消費生活センターがサンロード津田沼ビル6階から4階に移転（9月） 市民から持込まれる食品等に含まれる放射性物質の検査を実施
26 年	習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 相談窓口の強化の相談体制を充実（相談時間を9時30分から16時に変更）
27 年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2015起動
28 年	「習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例」及び施行規則を制定（「習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱」を廃止） 相談窓口強化のため毎月の第2土曜日を開所 習志野市消費生活センターを「協働経済部市民広聴課」の外部機関に位置づけ、センター長を配置
29 年	家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の改正により洗濯表示変更 改正消費者契約法施行（平成29年6月3日施行） 改正特定商取引法施行（平成29年12月1日施行）

2 消費生活センター事業概要

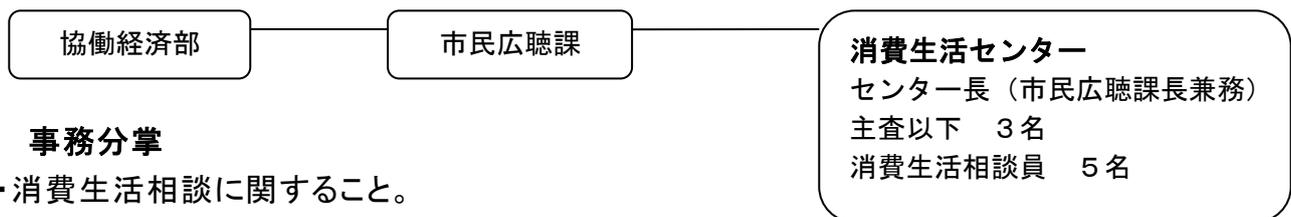
消費生活センターでは、多様化する現代社会における消費生活上の諸問題や苦情・相談の斡旋に努め、消費者の被害を未然に防ぐため、各種啓発や情報の収集・提供を行い、市民の消費生活の向上を図っています。

施設の概要

- (1) 名 称 習志野市消費生活センター
- (2) 所在地 習志野市津田沼5丁目12番12号 サンロード津田沼4階
(昭和61年にサンロードに移転)
電話 047-489-5230 相談専用 047-451-6999
- (3) 開設年月日 昭和54年9月1日(平成28年4月1日条例により設置)
- (4) 開所時間 午前8時30分から午後5時まで
(休所日:第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (5) 相談日 平日及び第2土曜日(除く第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (6) 相談時間 午前9時30分から午後4時まで

3 組織及び事務分掌

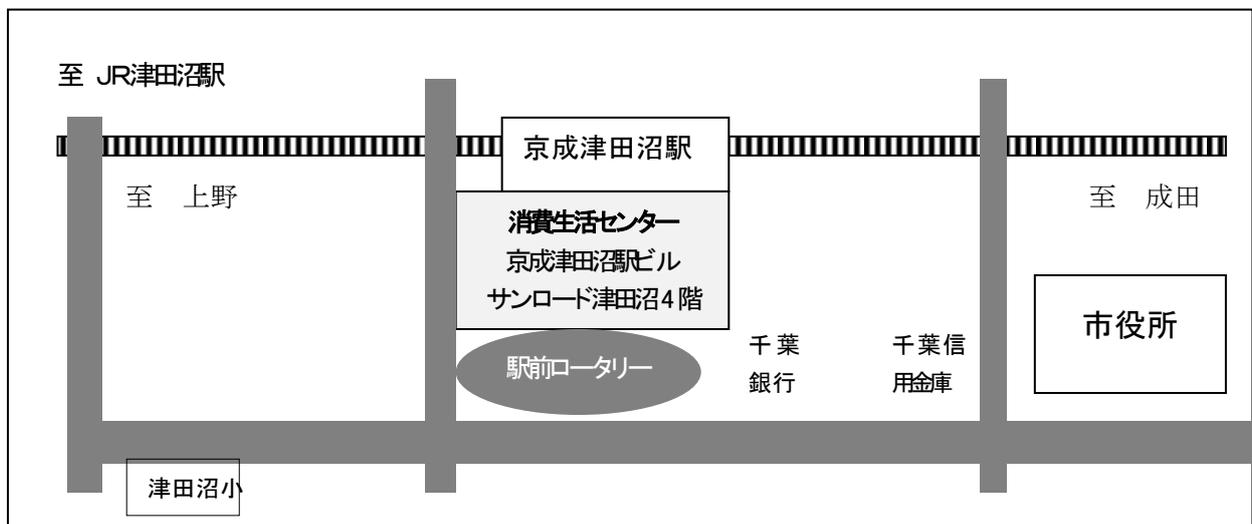
組 織 平成28年4月1日 機構改革によりセンターを機関として設置



事務分掌

- ・消費生活相談に関すること。
- ・消費者問題に係る啓発に関すること。
- ・計量器に関すること。
- ・消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。

(案内図)



Ⅱ 消費者の権利の尊重と自立支援

1 消費者生活相談の概要

令和元年度の相談件数は1,143件となっています。

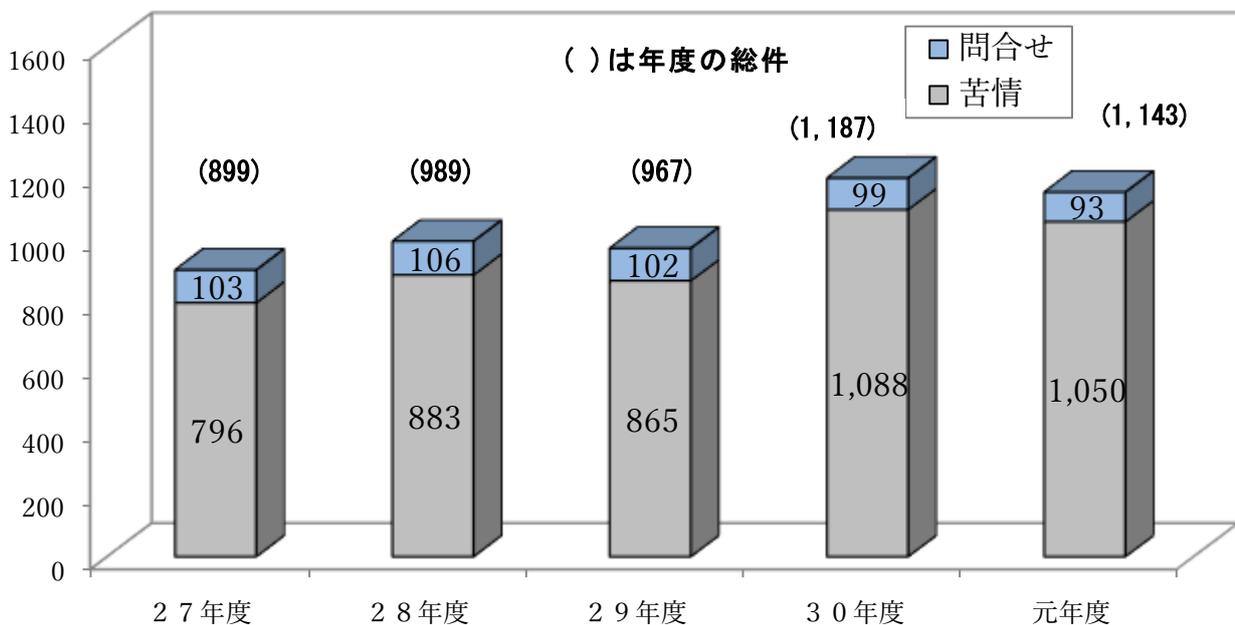
その内容は、「苦情」1,050件(91.9%)、「問合せ」93件(8.1%)でした。

契約当事者の内訳は、「男性」455件(39.8%)、「女性」643件(56.3%)、「不明」が45件(3.9%)でした。

また、契約当事者を年代別にみると「20歳未満・20歳代」121件(10.6%)「30歳代」108件(9.4%)、「40歳代」137件(12.0%)、「50歳代」179件(15.7%)、「60歳代」157件(13.7%)、「70歳代以上」305件(26.7%)、となっており、昨年と同様に中高年齢者からの相談が多くなっています。

平成27年度から令和元年度までの相談受付件数

(単位:件)



契約当事者の性別・年代別件数

(単位:件)

	令和元年度					平成30年度				
	男	女	不明	計		男	女	不明	計	
20歳未満	20	13	0	33	2.9%	15	10	1	26	2.2%
20歳代	54	32	2	88	7.7%	48	33	2	83	7.0%
30歳代	50	57	1	108	9.4%	36	49	0	85	7.2%
40歳代	59	78	0	137	12.0%	49	70	0	119	10.0%
50歳代	60	118	1	179	15.7%	40	131	0	171	14.4%
60歳代	51	104	2	157	13.7%	57	146	0	203	17.1%
70歳以上	108	192	5	305	26.7%	122	222	1	345	29.1%
その他・不明	53	49	34	136	11.9%	62	61	32	155	13.0%
計	455	643	45	1,143	(100%)	429	722	36	1,187	(100%)

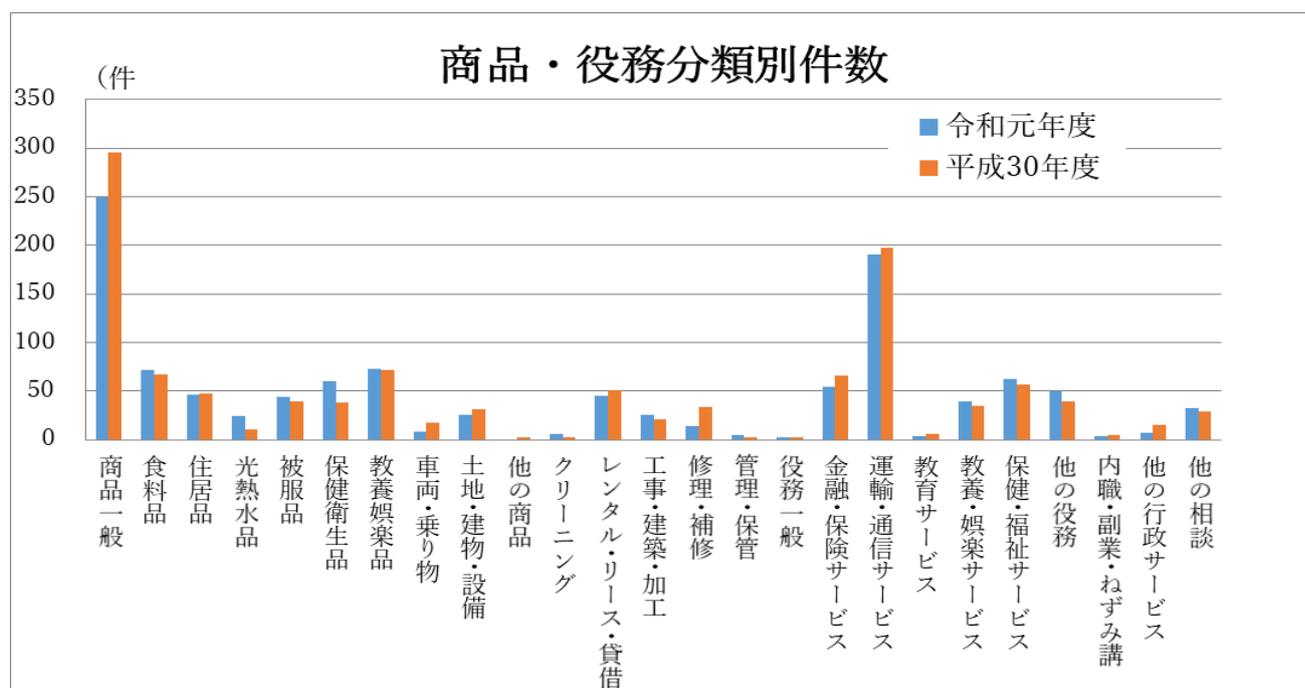
商品・役務分類別件数

1, 143件の相談の内容は、「商品」に係る相談が602件(52.7%)、「商品関連役務」が96件(8.4%)、「役務」に係る相談が413件(36.1%)、他の相談が32件(2.8%)でした。

なお、相談内容の上位3位は、身に覚えのない架空請求はがきや電子マネー等商品一般の相談249件(21.8%)、有料情報に係る不当・架空請求等の運輸・通信サービスに関する相談191件(16.7%)、携帯電話やパソコン、書籍やスポーツ用品等教養娯楽品に係る相談73件(6.4%)となっています。

(単位:件)

商品大分類	元年度	30年度	商品大分類	元年度	30年度
商品一般	249	296	管理・保管	5	2
食料品	72	67	商品関連役務計	96	111
住居品	46	48	役務一般	2	3
光熱水品	24	11	金融・保険サービス	54	66
被服品	44	40	運輸・通信サービス	191	198
保健衛生品	60	38	教育サービス	4	6
教養娯楽品	73	72	教養・娯楽サービス	39	35
車両・乗り物	8	17	保健・福祉サービス	62	57
土地・建物・設備	26	31	他の役務	50	40
他の商品	0	2	内職・副業・ねずみ講	4	5
商品計	602	622	他の行政サービス	7	15
クリーニング	6	3	役務計	413	425
レンタル・リース・賃借	45	51	他の相談	32	29
工事・建築・加工	26	21	総件数	1,143	1,187
修理・補修	14	34			

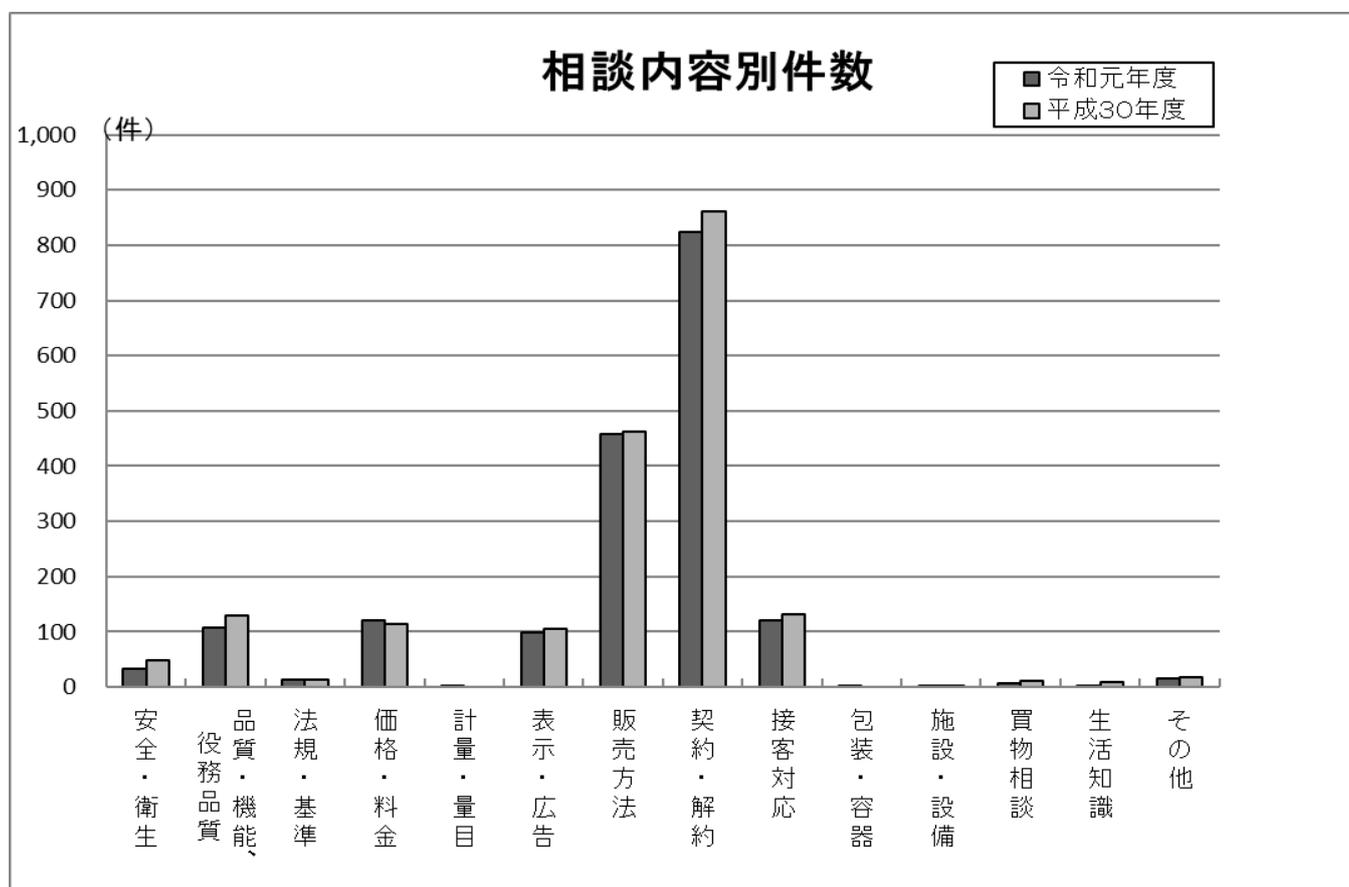


相談内容別件数（内容項目は複数集計）

相談内容別総件数の1,803件のうち、相談内容別に分類すると「契約・解約」に関するものが一番多く 823件(45.6%)、ついで「販売方法」に関するものが 457件(25.3%)、「価格・料金」に関するものが120件(6.7%)、「接客対応」が120件(6.7%)の順でした。

(単位:件)

内容別分類	元年度		30年度	
安全・衛生	34	(1.9%)	49	(2.6%)
品質・機能・役務品質	108	(6.0%)	129	(6.8%)
法規・基準	14	(0.7%)	13	(0.7%)
価格・料金	120	(6.7%)	115	(6.0%)
計量・量目	2	(0.1%)	0	(0.0%)
表示・広告	99	(5.5%)	105	(5.5%)
販売方法	457	(25.3%)	463	(24.3%)
契約・解約	823	(45.6%)	860	(45.1%)
接客対応	120	(6.7%)	131	(6.9%)
包装・容器	1	(0.1%)	0	(0.0%)
施設・設備	1	(0.1%)	1	(0.1%)
買物相談	7	(0.4%)	12	(0.6%)
生活知識	2	(0.1%)	9	(0.5%)
その他	15	(0.8%)	18	(0.9%)
総件数	1,803	(100%)	1,905	(100%)



2 クーリング・オフガイド

(1) クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約した場合、契約（申込）のための書面を受け取った日を含めて一定期間内であれば、消費者は無条件で契約の解除（申込の撤回）ができるという消費者保護のための制度です。

(2) クーリング・オフできる販売方法の一例（特定商取引法）

●訪問販売



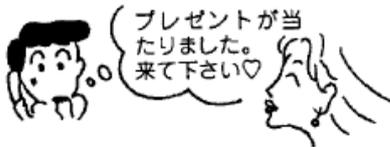
●キャッチセールス

アンケートなどと言って、街頭で呼び止め事務所や喫茶店でエステや化粧品品の契約



●アポイントメントセールス

電話で事務所に呼び出され高額商品や役務の契約



●SF 商法

閉鎖的な場所に呼び込んで無料で日用品等を配り、気分をあげ高額な羽毛布団等を契約

●電話勧誘販売

資格商法が典型的。職場・自宅にじっくり電話をかけてきて教材の契約を迫る



●特定継続的役務提供

- ・エステティックサービス
- ・外国語会話教室
- ・学習塾
- ・家庭教師等の在宅学習
- ・パソコン教室
- ・結婚相手紹介サービス



●マルチ商法(連鎖販売取引)

商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法

●訪問買取り

不用品を買うと電話がかかってきたが実際は貴金属の買い取りをせまる



●内職商法（業務提供誘引販売）

仕事に必要と言い、高額な機械や教材、パソコンソフト等契約



(3) クーリング・オフ期間（特定商取引法）

●契約書面を受け取ってから8日間

訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法・電話勧誘販売・特定継続的役務提供

●契約書面を受け取ってから20日間

内職商法（業務提供誘引販売）・マルチ商法（連鎖販売取引）

(4)クーリング・オフの方法

- その契約を解除したい旨を
- クーリング・オフ期間内に
- 書面（内容証明郵便等送付記録が残る郵便）で販売会社に申し出ます（訪問購入の場合は購入会社）。
- クレジット契約を結んでいる場合は、クレジット会社にも**必ず同時**に出しておきます。
- 送ったことを証拠で残しておきます。（ハガキは両面コピーし、送付書等と合わせて保管）

(クレジット契約をしていない場合)		(クレジット契約をしている場合)	
<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 令和〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社</p> <p>営業所 〇〇株式会社</p> <p>担当者 〇〇氏</p> <p>右記日付の契約は解除します。なお、支払いの〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇市〇区〇町〇丁目〇番地</p> <p>氏名 〇〇〇〇</p>	<p>あて名</p> <p>□□□-□□□□</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>〇〇株式会社</p> <p>代表者様</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 令和〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社</p> <p>クレジット会社 〇〇株式会社</p> <p>右記日付の契約は解除します。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇市〇区〇町〇丁目〇番地</p> <p>氏名 〇〇〇〇</p>	<p>あて名</p> <p>□□□-□□□□</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>〇〇クレジット株式会社</p> <p>御中</p>

(5)クーリング・オフすると

契約は無条件解除となります。

- 支払った代金は全額返金され、違約金などの請求はされません。
- 商品などを受け取っている場合は、送料は販売会社の負担で引き取ってもらえます。
- 工事等で建物が元の状態と変わってしまっている時は、無料で元の状態に戻すよう請求できます。

※クーリング・オフができない場合

- 3,000円未満の現金取引
- 特定商取引法で指定されている消耗品で、契約書にもその旨明記されている商品を消費した場合。また、適用除外とされている商品サービス。（乗用車など）

(6)クーリング・オフ逃れに注意

クーリング・オフを申し出たところ「理由が無ければ無理」「期間を過ぎてからハガキが着いたので無効」「使ってしまったものは返せない」などのクーリング・オフ逃れがあります。気をつけましょう。

- クーリング・オフに理由は必要ありません。
- クーリング・オフの成立日は、書面を出した日です。相手への到着日ではありません。
- 使用したものでも鍋、布団、下着など消耗品に指定されていない商品は使用料などを請求されることなくクーリング・オフできます。
- 電話で申し出ると「担当者がいないので受けられない」「説明したい」等とクーリング・オフを阻止される事があります。クーリング・オフは、書面で行いましょう。

このように事業者が嘘を言ったり、おどしたりして、クーリング・オフを妨害し、それにより誤解してクーリング・オフできなかった場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフ扱いができるケースもあります。

3 内容証明郵便について

内容証明とは、いつ、誰が誰にどのような内容の文章を出したかを、郵便局が証明してくれるものです。相手側に自分の意思やこれまでの経過を明確に伝えたい時や、書面を発信したことや内容を証拠として残しておく必要がある場合に利用されます。

差出人は、5年以内に限り、差出郵便局の保管する謄本を閲覧し、差出されたことの証明を受け取ることができます。「書留郵便物受領証」は大切に保管してください。

(1) 持参するもの

①用紙 内容証明郵便は1枚の字数が句読点も含めて520字を超えないことという決まりがあります。

文具店で市販されている内容証明書用紙(3枚で1組)を利用するとよいでしょう。同文の書面を3通(コピーでも可)用意し、郵便局の証明印を受けて、1通は相手側に郵送され、1通は差出人に、もう1通は郵便局に保管されます。

②封筒 差出人と受取人の住所、氏名は文中の住所、氏名と同一にします。封をせずに持参。

③印鑑 訂正があった場合、認印が必要になります。

(2) 内容証明郵便の取扱い窓口(令和元年10月現在)

①習志野郵便局窓口 電話047(472)6243

平日	9:00-19:00
土曜日	9:00-15:00

②ゆうゆう窓口 電話047(475)1711

平日・土曜日	8:00-20:00
日曜日・祝日	9:00-15:00

区 別	料 金
内容証明料金 謄本1枚(3枚1組)	440円
1枚増すごと	260円
簡易書留郵便料金	320円
通常郵便料金(定型25gまで)	84円
配達証明料金	320円
速達郵便料金(定型250gまで)	290円

※住所:①②とも習志野市津田沼2-5-1

※料金:内容証明料金+簡易書留郵便料金+通常郵便料金です。必要に応じて「配達証明」や

「速達郵便」扱いし、その料金が加算されます。

※同じ内容を複数ヵ所に出す場合。「連名」にすると「内容証明料金が」2件目より半額になります。

☆内容証明郵便の書き方

<p>契約解除通知</p> <p>令和〇年〇月〇日付けで、貴社 セールスマン〇〇氏と締結した 〇〇〇(商品名)「価格〇〇円」 の契約を解除します。</p> <p>つきましては、既に支払った 金〇〇円は、〇〇銀行〇〇支店 普通預金口座〇〇〇〇号へ振り込ん でください。</p> <p>なお、商品は早急にお引き取り ください。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>習志野市津田沼〇丁目〇番〇号</p> <p style="text-align: right;">習志野花子</p>

この例文は、クーリング・オフの場合です。

4 未成年者契約の取消し

特定商取引法でクーリング・オフができなくても民法等の法律や、約款・業界の自主基準等によって契約の取り消しや解約ができる場合もあります。

たとえば未成年者(20歳未満)が契約する場合は親権者(父親、母親)の同意が必要です。同意なく未成年者が契約した時は本人や親権者が取り消すことができます。取り消された場合、原則として既に商品を受け取っていたときはそのまま返品し、代金を支払っていれば返金してもらうことができます。取り消しの通知は内容証明郵便等で行います。

★未成年者契約の取消し通知の書き方

●未成年者本人が出す場合(※印は代金を支払い商品を受け取った場合)

取消通知	令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と締結しました〇〇〇(商品名)(価格〇〇円)の購入契約は、未成年者の私が親の同意なしで行ったものであり、取り消します。
	※つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇号に振り込んでください。
	なお、商品は早急にお引き取り下さい。
	令和〇年〇月〇日
	習志野市津田沼五丁目十二番十二号
	習志野花子
	〇〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地
	〇〇〇株式会社

●未成年者が行った契約を親権者が取り消す場合

取消通知	令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と、私の子供〇〇〇との間で締結された〇〇〇(商品名)(価格〇〇円)の購入契約は、未成年者が親の同意を得ずに行った行為であり、親権者として取り消します。本人も取り消しを望んでおり、もちろん支払い能力もありません。
	※つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇号に振り込んでください。
	なお、商品は早急にお引き取り下さい。
	令和〇年〇月〇日
	習志野市津田沼五丁目十二番十二号
	習志野太郎
	〇〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地
	〇〇〇株式会社

しかし、次のような場合などは取り消しができませんので注意してください。

- ①未成年者が相手に対し、自分は成年であると信じ込ませた場合
- ②親から自由に使うことを許されている金額の範囲内の場合(小遣いなど)
- ③未成年者の時に契約をして、成年になってからも代金の支払いを続けた場合
- ④法律上の結婚をした場合
- ⑤許可された営業に関して契約した場合

5 家庭用品品質表示法等による立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づき、消費者が買物をするときに役立つよう適正な品質表示がされているか、店頭での立入検査を行っています。

令和元年度立ち入り結果

検査項目	検査品目	店舗数 調査品目	検査要件	検査結果
消費生活用製品安全法第41条第1項又は第2項に基づく立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用圧力がま、家庭用圧力なべ ・石油ストーブ ・乗車用ヘルメット ・携帯用レーザー応用装置 ・ライター ・登山ロープ 	12店舗 対象品目 10品目 検査品目 6品目	特定製品に対するPSマークの有無と表示が適正になされているか。  	違法件数 0件
家庭用品品質表示法第19条第3項に基づく立入検査	<繊維製品> 29品目 コート、ズボン、スカート他 <合成樹脂加工品> 8品目 たらい・バケツ・洗面器及び浴室用の器具、食事用・食卓用又は台所用の器具他 <電気機械器具> 17品目 電気毛布、炊飯ジャー、電子レンジ、電気パネルヒーター、コーヒー沸器他 <雑貨工業品> 27品目 洋傘、ティッシュペーパー及びトイレットペーパー、アルミホイル、魔法瓶、鍋、衣料用・台所用又は住宅用の漂白剤、浄水器、塗料、障子紙他	17店舗 81品目	品質表示が適正に表示されているか。店舗側の表示に対する意識等は正しいかどうか。	違法件数 0件
電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・延長コード、直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、蛍光ランプ、LED ランプ、電子レンジ、電気冷蔵庫、空気清浄機、電気アイロン、電気掃除機、毛髪乾燥機、扇風機、電気ストーブ、電気ジャー、ジューサーミキサー、電磁誘導加熱式調理器、電気ホットプレート、電気トースター、電気コーヒー沸器、超音波加湿器、電気湯沸器 	12店舗 21品目	電気用品に対するPSEマークの表示と長期使用製品安全表示の有無が適正になされているか。  	違法件数 0件

6 多重債務問題対策

国は、我が国の消費者金融の利用者は、少なくとも 1,400 万人、多重債務者は 200 万人を超える
と指摘し、これらの多重債務者を救済するために、多重債務問題改善プログラムを策定し、国、都道
府県、市町村が取り組むべき施策、役割を明確にしました。これを受け、千葉県では「千葉県多重債
務問題対策本部」を設置し対策の強化を図っています。

習志野市においても、平成19年度に「習志野市多重債務問題対策庁内連絡会」を設置し、各関係
部署間の連携を密にし、多重債務者の掘り起こし、相談窓口への誘導等の取り組みを行っています。
また、平成21年9月より「司法書士による債務相談(多重債務相談専用)」窓口を設置し、予約なしで
の相談を受けています。(平成24年度より名称を「司法書士による登記・後見・債務相談」に変更し
ました。)

平成24年度からの新たな取り組みとして、千葉県弁護士会と「クレジットサラ金相談の団体配点名
簿の配布にあたっての協定書」を締結し、相談員が速やかに且つ直接弁護士に相談予約ができるよ
うになりました。

○習志野市多重債務問題対策庁内連絡会 (平成20年 2月 7日設置)

＜構成員＞

市民広聴課長(消費生活センター長兼務)、税制課長、国保年金課長、介護保険課長、
健康支援課長、高齢者支援課長、生活相談課長、障がい福祉課長、住宅課長、
こども保育課長、子育て支援課長、学校教育課長、社会福祉協議会地域福祉課長

＜会議開催＞

平成19年度 第1回会議 (平成20年2月) ・庁内連絡会立ち上げ ・多重債務の現状
第2回会議 (平成20年3月) ・具体的対策について
平成20年度 第1回会議 (平成20年7月) ・相談件数及び概要について、千葉県の動向
・相談員による講義
平成21年度 第1回会議 (平成21年7月) ・調停制度について
平成22年度 第1回会議 (平成22年6月) ・平成21年度の相談実績報告等について
・相談員による消費生活講座
平成23年度 第1回会議 (平成23年9月) ・平成22年度の相談実績報告等について
・相談員による消費生活講座
平成24年度 第1回会議 (平成24年9月) ・平成23年度の相談実績報告等について
・弁護士による講義・意見交換会
～多重債務問題の現状と連携の必要性～

平成25年度～令和元年度 庁内連絡会の開催なし

★多重債務は解決できます。ひとりで悩まず相談しましょう。

○消費生活相談

電話相談及び来所相談(受付 15:30 まで)

月曜日～金曜日及び第2土曜日

(土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、年末年始を除く)

TEL 047-451-6999 9:30～16:00

○司法書士による登記・後見・債務相談(多重債務相談)

予約不要

日時： 毎月第1木曜日・午前10時から正午・午後1時～午後2時30分(祝日は休)

場所： 市庁舎分室(サンロード津田沼6階) 市民相談室

受付： 午前10時から午後2時

7 市民が持込む食品等放射性物質検査(平成 24 年 11 月から開始)

食の安全・安心の確保のため、市民から持込まれた食品等に含まれる放射性物質検査を実施し、検査結果をホームページに公開しました。平成27年度から少ない量の検体でもセシウムの検出ができる精密機器に変更して実施しています。

使用する検査機器:ゲルマニウム半導体検出器

令和元年度検査実績:(平成31年4月～令和2年3月) 1検体

Ⅲ 消費者啓発

消費者が自主性をもって、健全で合理的な消費生活を営むことができるよう、各種啓発を行っています。

1 啓発用パネル展示、パンフレットの配布・ミニ消費生活展

(1) 相談窓口、消費生活展等において啓発用パンフレット、冊子の配布及びパネルの展示を行っています。

(2) ミニ消費生活展

5月の消費者月間にあわせ、習志野市ミニ消費生活展を消費者団体と共催で開催しました。

テーマ: とともに築こう豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない 2019～

開催日: 令和元年5月20日(月)～5月24日(金)

場所: 習志野市役所 1階展示スペース

参加団体: 習志野市消費生活研究会・高齢者相談センター・フードバンクちば・消費生活センター

主催: 習志野市消費生活センター

2 広報紙等掲載による啓発

(1) 「消費生活メモ」奇数月15日に広報習志野と習志野市ホームページに掲載し、悪質商法や消費者問題の解決等の暮らしの情報を提供しています。

掲載日	掲載テーマ
令和 元年 5 月 15 日号	改元便乗商法
7 月 15 日号	コインパーキングを利用するときの注意点
9 月 15 日号	毎月支払う料金が「リボ払い」になっていませんか？
11 月 15 日号	電気の契約を切り替える際は慎重に！
1 月 15 日号	チケット購入トラブルに気を付けて！
3 月 15 日号	簡単に稼げる！の誘いには注意



改元便乗商法

「令和」が始まりました。改元に乗じた詐欺や皇室に関する商品の販売など悪徳商法には注意しましょう。

相談1

全国銀行協会というところから封書が届き、「元号の改元による銀行法の改正に伴い、全金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用キャッシュカードへ変更する手続きが必要となります。同封の「キャッシュカード変更申込書」に取引銀行、口座番号、暗証番号を記入し、現在お使いのカードを郵送してください」と書かれていたが、返送しなければならぬか。

アドバイス1

全国銀行協会は実在します。協会や銀行が暗証番号を尋ねることはありません。実在する名称でもすぐに信用せず、封筒に記載の住所や電話番号が正しいものか調べましょう。

また、「キャッシュカードを取りに行く」という電話も疑い

ましょう。銀行員や警察官がカードを引き取りに来ることはありませんので、手渡したり、暗証番号を教えることは絶対しないでください。

相談2

平成の記念に皇室の写真集を購入しないかと電話勧誘があり、少し興味があったので話を聞いてしまった。高額なので最終的には断ったつもりだったが、その後写真集が送られてきた。受け取り拒否をしたが、これではよかつたか。

アドバイス2

電話で勧められ、すぐに購入しなくても、別の方法で入手することはできません。勧誘電話は早めにとりや断ることが必要です。承諾していないのに、商品が届いた場合には受け取り拒否をしましょう。

改元に伴い手を変え、品を変え、特に高齢者を狙った詐欺や悪徳商法が予想されます。家族や地域の人もおかしいなと思ったら消費生活センターにご相談ください。

問い合わせ

消費生活センター
☎(451)6999



コインパーキングを利用するときの注意点

コインパーキングを利用した際のトラブルの相談が多くなっています。行楽地などで利用することもあると思いますので注意しましょう。

主な事例

- 1日最大○○円のはずなのにそれ以上の料金を請求された。
- 平日料金と休日料金の違いがわかりづらい。
- 駐車券を紛失したのでコインパーキングを出庫する際に精算機脇の電話から問い合わせたら2万円請求された。高額で納得いかない。

アドバイス

コインパーキングに入庫したということとはパーキングの入口などに表示された契約内容の看板をよく読み、了解したとみなされます。「一日最大○○円」などの表示だけでなく、その他の条件も事前に確認する必要があります。利用したいパーキングの表示をよく読み、料金などに不明な点があれば所有する事業者に連絡し確認してから利用す

るようにしましょう。

①入庫前

コインパーキングは個々に最大料金の適用回数、場所、時間帯の他、平日か休日かでも料金異なります。また、年末年始やイベント開催時には特別料金が発生するなど通常と利用料金が変わる場合もあります。入口付近や精算機付近の詳細案内目を通し、利用料金や利用条件の表示をよく見て確認しましょう。24時間出入庫可能ではない駐車場もあります。

②入庫後

入庫後にも「特別料金が設定されていないか」「最大料金の適用外ではないか」「駐車券の発券が入庫時点で必要か」等をもう一度確認しましょう。さらにお釣りの有無や、使用可能な貨幣が限定されていないか確認しておきましょう。

③駐車券の紛失には気をつけましょう

駐車券を紛失すると事業者から高額な請求を受けることがありますので精算時まで大切に保管、管理しましょう。紛失した場合の取り扱い、手続き、支払う金額などは利用規約に定められていますのでトラブルを避けるため、事前に確認しておきましょう。

困ったことがありますら消費生活センターにご相談ください。

問い合わせ

消費生活センター
☎(451)6999



毎月支払う料金が「リボ払い」
になっていませんか？

相談

4年前、携帯電話を購入する際に「月々の支払いを1万円くらいに抑えたい」と伝え、利用プランを作ってもらい、携帯電話の系列会社のクレジットカードに申し込んだ。毎月、通帳から1万円が引き落とされていくのは確認していた。ところが最近、引落額が2万円になったので聞いてみると「支払い方法は毎月1万円を返済するリボ払いで、残債(＝支払残高)が30万円を超えたので、引落額が上がった。残債には毎月15パーセントの手数料が掛かっている」との説明を受けた。驚いて「リボ払いを解約したい」と伝えたところ、残債30万円の一括払いを求められた。購入当時「リボ払い」という言葉で説明を受けたか覚えていない。

アドバイス

○「リボ払い」とは毎月決まった額を返済する方法です。手数料の支払い方法や残債に応じ、支払額が変わるなど、いくつもの種類があります。リボ払いは一

定金額の支払いのため便利な側面もありますが、手数料が発生します。今回の場合、毎月の利用料金が1万円を超えていました。このため、未払額が積み上がり、手数料を含めた残債が高額となりました。



○一度の購入で完了する買い物であれば、必ず返済は終わります。料金の発生するより少ない額のリボ払いだと、未払額と手数料がどんどん増え、残債が膨れ上がります。○相談者は「リボ払い」の認識がありませんでした。業者がリボ払いの仕組みについて十分に説明しなかった場合、ポイントが付いてお得だとリボ払いを勧められることもあります。リボ払いを選ぶなら、どのような支払い方法が確認し、通帳の引落額だけでなく、毎月必ずカードの明細書で利用合計金額や残債の確認も必要です。

問い合わせ

消費生活センター
☎(451)6999



電気の契約を切り替える際は
慎重に！

電気の小売りが全面的に自由化となり、新規参入事業者が増え、さまざまな料金システム、セットメニューが登場して消費者の選択肢が広がりました。一方で、訪問販売や電話勧誘販売による電気の切り替え契約に伴うトラブルの相談も寄せられていますのでご注意ください。

相談1

来訪者が「今よりもお得な電気料金プランがある」と言うので、契約中の電気会社が料金プランの変更を勧めていると思っただけを聞いた。途中で、別の会社からの勧誘と気づいたが、細かな説明も受け、検針票も見せた後だったので断れなかった。申込書に署名をしたが契約をやめた。

相談2

「電気料金が安くなる」と電話がかかってきた。業者に聞かれるままに、検針票に書かれた番号や住所・氏名などを伝えた。その後、見知らぬ業者から届いた封書を見て、電気の切り替え契約

をしていたことがわかった。複数のオプション契約も勝手につけられていて納得できない。契約をやめたい。

アドバイス

- 訪問販売や電話勧誘販売で電気の小売事業者と契約した場合は、クーリング・オフの対象となります。契約書を受け取ってから8日間以内なら、無条件に契約を解除できます。
- 電気の契約を切り替える場合には、次の点に注意しましょう！
- ・小売電気事業者として国の登録を受けた事業者か。
- ・代理店の場合には代理店の名称、連絡先を確認。
- ・契約条件は書面でもらい、月々の料金と算出方法、供給開始日、契約期間、期間内の解約条件や解約料、割引引きがあるなら、その内容を確認。
- ・オプション契約やセット契約の有無

○電気の切り替えを望まない場合には、毅然と断りましょう！検針票の情報を伝えたところ、勝手に別の会社へ切り替え手続きをされていたケースもあるので、事業者に安易に検針票を見せることは避けましょう。

○お困りの際には、消費生活センターへご相談ください。

問い合わせ

消費生活センター
☎(451)6999



チケット購入トラブルに気を付けて！

コンサートやスポーツ等の興行チケットのインターネットにおける購入トラブルが増えています。

相談

日本で開催されるスポーツの国際大会のチケットを購入しようと思いいンターネットで検索した。上部に表示されたチケットサイトにアクセスすると「売り切れ間近」「〇分で申し込み締め切り」等と表示されたので、急いで申し込み、代金はクレジットカードで決済した。後になつて自分が申し込んだのは公式チケット販売サイトではなく、海外のチケット販売サイト、購入したチケットは正規のチケット代金の2倍以上の金額だったと分かった。また、公式チケット販売サイトには「販売仲介サイトで購入したチケットは利用できない」と記載されていた。

アドバイス

◆販売仲介サイトにご注意ください

インターネットでイベント等の名称を検索すると、上部に広

告として表示されたチケット販売仲介サイトを公式チケット販売サイトと思い、間違えてチケットを購入してしまうことがあります。チケットを購入する際は公式なサイトかどうかよく確認してから購入しましょう。

◆不正なルートからの購入にご注意ください

イベントにより販売可能なチケットもありますが、特に国内で行われる世界的規模のイベント等では販売行為が禁止されています。にもかかわらず、不正なルート(チケット販売サイト、オークションサイト、フリマサイト等やSNS)で価格や手数料が高額なチケットが売られていて、気付かずに購入しても利用もキャンセルもできないことがあります。

なお東京2020オリンピック・パラリンピックでは非公式なルートから購入したチケットでは会場に入場することはできません。

不正販売(※)や詐欺行為の被害に遭わないよう、十分に注意しましょう。

※販売目的で不正に購入したりする不正販売は令和元年6月に「チケット不正転売禁止法」が施行され、禁止されています。

○お困りの際には、消費生活センターへご相談ください。

問い合わせ

消費生活センター
☎(451)6999



簡単に稼げる！の誘いには注意

「簡単に稼げる」と投資学習教材のUSBやDVDを高額で購入させ、友人を紹介させるという連鎖販売取引(マルチ商法)の相談が、大学生を含む若者の間で増えています。

相談

中学時代の友人から「簡単にお金が稼げる話がある」と誘われ、カフェに呼び出された。出掛けて行くと、説明担当者という人が同席し「このUSBで学習すれば、投資で稼げる」と言われ、50万円のUSBソフトの購入を勧められた。「お金がないから払えない」と断ったが、「すぐに元が取れるから大丈夫」と強引に勧められ、断り切れずに消費者金融からお金を借りて、支払うことになった。家に帰りUSBを見てみたが大した内容でもないし、契約書をよく読むと、誰か知人を紹介すると紹介料が入ると書かれているが、友人を誘うことはできないので解約したい。

アドバイス

○簡単にお金が稼げるというこ

とはあり得ません。投資にはリスクが付き物です。損失も自己責任となります。誘ってきた友人や事業者の言葉をつのみにせず、実態や仕組みがわからない場合は契約しないようにしましょう。

○「お金がない」と断っても、「お金を借りればよい」「クレジット契約をすればよい」と契約を急がされるような時は、「少し考えさせてください」と言い、その場での契約は絶対しないようにしましょう。「稼いだお金で返済すればよい」と安易な考えで借金をしてしまうと借金だけが残ることになりかねません。

○友人からの誘いであっても、必要のないものはきっぱりと断る勇気を持ちましょう。また別の友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまったり、加害者になってしまうこともあります。

○断り切れずに契約をしてしまったとしても、クーリング・オフができる場合があります。対象となる取引や手続き方法が法律で決まっています。契約内容に不安を覚えたら、早めに消費生活センターに相談してください。

問い合わせ

消費生活センター
☎(451)6999

4 まちづくり出前講座等

消費者が悪質商法にあわないための啓発講座を、消費生活相談員が講師として開催しました。

開催日	テーマ	対象	受講者数
4月5日	消費者トラブル/契約とクーリング・オフ/若者に多い問題等	日本大学生産工学部学生	728
6月24日	消費者トラブル/契約とクーリング・オフ/高齢者に多い問題等	実籾高校1年生	42
7月6日	高齢者の消費者トラブル/契約の基礎/クーリング・オフ/クレジットカード・プリペイトカードの仕組み/架空請求はがき	社会福祉協議会鷺沼支部	35
7月30日	高齢者の消費者トラブルの特徴/相談事例/点検商法/電話勧誘/架空請求はがき	あじさいクラブ連合会	60
10月15日	消費者教育の担い手講座 消費者トラブル対策ワークブック/契約とクーリング・オフ/若者に多い問題商法/被害にあわないために	人事課研修	46
10月19日	高齢者の消費者トラブルの特徴/相談事例/点検商法/電話勧誘/架空請求はがき	ふれあい元気事業	10
11月7日	高齢者の消費者トラブル/契約の基礎/クーリング・オフ/クレジットカード・プリペイトカードの仕組み	市内高齢者	21
11月10日	高齢者の消費者トラブルの特徴/相談事例/点検商法/電話勧誘/架空請求はがき	高齢者クラブ会員	20
11月16日	高齢者の消費者トラブルの特徴/相談事例/点検商法/電話勧誘/架空請求はがき	香澄ひまわりサロン	17
12月7日	キャッシュレス決済について	市内高齢者	16
12月18日	高齢者の消費者トラブルの特徴/相談事例/点検商法/電話勧誘/架空請求はがき	市内高齢者	16
1月22日	習志野警察署との連携した講座	市内高齢者	20
2月28日	高齢者の消費者トラブルの特徴/相談事例/点検商法/電話勧誘/架空請求はがき (新型コロナウイルス拡大防止のため中止)	町会会員「いきいきサロン」	30
計	12回		1,031

5 消費者教育

文科省事業に係る消費者教育「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」の一環として、2年生を対象とした消費者教育の授業を実施

開催日	テーマ	対象	受講者数
12月17日	実籾高校生徒が講師となり、中学生に対し啓発を行う。相談員はアドバイザー的な立場でアンケート内容の精査、アドバイスを行う	第二中学校1年生	220
1月23日	実籾高校生徒が講師となり、中学生に対し啓発を行う。相談員はアドバイザー的な立場でアンケート内容の精査、アドバイスを行う	第四中学校1年生	240
計	2回		460

6 消費者団体と共催での消費者教育関連事業として、次の事業を計画しましたが、新型コロナウイルス拡大防止のため中止となりました。

(1) ドキュメンタリー映画「カレーライスを一から作る」上映会

開催日：令和2年3月14日(土) 場所：サンロード津田沼6階大会議室

主催：習志野市消費生活研究会・習志野市

※新型コロナウイルス拡大防止のため中止

7 習志野市みんなの消費生活展

消費生活の向上をはかるため、消費者自らの参加を得て、パネルの展示、実物展示、実演等、消費生活に関する展示会を開催し、暮らしの見直し、生活の工夫、知恵などの正しい知識と情報を提供して、安全で安心した消費生活をおくることができる社会の実現を目的として開催しています。

○第52回 習志野市みんなの消費生活展

テーマ：未来へつなごう!! 知恵とくらしのバトンリレー

期間：令和2年2月15日(土)・16日(日)

場所：モリシア津田沼1階センターコート

来場者：8,484人

共催：習志野市みんなの消費生活展実行委員会・習志野市

○出展団体及びテーマ

団 体 名	テ ー マ 等
習志野市消費生活研究会	脱プラスチック！選ぶ力で未来を変える
生活協同組合コープみらい	みんなでつなぐ 豊かなくらし
(一財)関東電気保安協会千葉事業本部	電気の安全と省エネルギー
千葉県行政書士会葛南支部	「あなたの街の法律家」による生活支援
習志野市薬剤師会	在宅医療と薬剤師
千葉工業大学越山研究室	防ごう身近な製品事故 特に子どもの事故は要注意！
津田沼中央総合病院	看護相談・がん相談・リハビリテーションコーナー
習志野市高齢者相談センター	介護や高齢者の相談窓口 住み慣れたまちでいつまでも
習志野市企業局	ガス・水道コーナー
習志野市消費生活センター	消費生活のあれこれ

IV 計量器定期検査

事務所・商店・医院・学校等で営業用や証明用に使用されている計量器を定期的に検査して計量器の適性化に努めています。

1. 計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法に基づき取引・証明に使用される計量器は2年に1回定期検査を受けなければなりません。

検査は、千葉県計量検定所に協力して、検査場所を指定し、持込みにより行う集合検査と、容量が大きいなどの理由で、計量器の置かれている事業所で行う所在場所検査に分けて実施しています。

《検査成績》

種 別	検査戸数	検査台数	不合格
集 合 検 査(6日間)	146戸	264台	0
所在場所検査(4日間)	7戸	109台	0
計	153戸	373台	0

集合検査実施日：令和元年6月21日・24日・25日・26日・27日・28日 6日間

所在検査実施日：令和元年8月 9日・22日・23日・9月10日 4日間

集合検査場所：市役所1階・谷津公民館・東習志野コミュニティーセンターの3カ所で開催

V 資料

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の設置並びに組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、法第10条第2項の規定に基づき、消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	習志野市消費生活センター
位 置	習志野市津田沼5丁目12番12号

(消費生活センター長及び職員)

第4条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第5条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び相談時間)

第2条 習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の開所時間及び相談時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開所時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 相談時間 午前9時30分から午後4時00分まで

(休所日)

第3条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日（第2土曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(業務)

第4条 消費生活センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第8条第2項各号に定める事務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第12条第1項及び第2項に基づく消費者事故等の発生に関する情報の通知に関すること。
- (2) その他市長が特に必要と認めた業務

(消費生活相談員の事務)

第5条 消費生活相談員は、法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務に従事する。

- (1) 消費者安全の確保（法第2条第3項の消費者安全の確保をいう。以下同じ。）のための啓発及び教育に関すること。
- (2) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めた事務

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

☆ 消費生活相談

商品やサービスの苦情・問合せ、契約をめぐるトラブルについてお気軽にご相談ください。
相談員が皆さんと共に考え、解決のためのお手伝いをします。
ご相談は、主に電話でお受けしていますので、何か問題のある時は早めにご連絡ください。

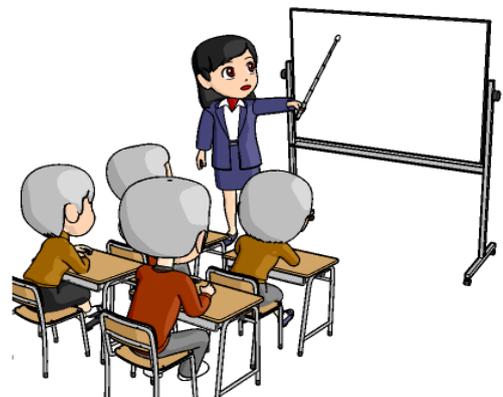
- ・相談日 月曜日から金曜日及び第2土曜日(祝日・年末年始除く)
午前9時30分から午後4時まで
- ・相談員 消費生活相談員
- ・相談場所 習志野市消費生活センター
習志野市津田沼5-12-12
サンロード津田沼4階
TEL 047(451)6999(相談専用)



☆まちづくり出前講座

消費生活相談員があなたの町会・サークル・事務所・学校等に出向き、悪質商法の被害を未然に防ぎ、かしこい消費者になるための講座を開きます。

- ・講座内容 最近の被害例と対処法(一般・高齢者・若者向)
悪質商法、架空・不当請求、敷金返金、多重債務など
- ・時間 市役所開所日の午前10時から午後4時までの時間帯で、原則1回2時間以内
- ・場所 会場は申込者が確保してください
- ・費用 講師の派遣に要する経費等については無料です
- ・問合せ 習志野市消費生活センター
電話 047(489)5230



習志野市消費生活センター

〒275-0016

千葉県習志野市津田沼5-12-12

習志野市役所庁舎分室(サンロード津田沼)4階

電話番号 047(489)5230

047(451)6999(相談専用)